

遺伝子組換えに関する表示対象品目の検証の概要

検証内容

遺伝子組換え表示制度創設時(平成11年)において、組み換えられたDNA等が検出できないとして、義務表示の対象外とされたしょうゆや油等について、最新の分析技術を用いて、DNAが検出できるか検証を行った。

【調査機関】 国立医薬品食品衛生研究所(一部を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構食品研究部門に委託)

【調査期間】 平成28年4月1日～平成29年3月31日

検証品目

農産物	加工食品
大豆(22)	しょうゆ(20)、食用大豆油(2)
とうもろこし(27)	食用とうもろこし油(2)、液糖(4)、水飴(7)、デキストリン及びデキストリンを原材料に含む加工食品(6)、コーンフレーク(5)、穀物酢(3)
なたね(7)	食用なたね油(7)
綿実(3)	食用綿実油(3)
てん菜(8)	てん菜糖(8)
大豆及びなたね(2)	食用調合油(2)

※括弧内の数字は分析商品数

検証結果

- ・ コーンフレークは、5商品全てでDNAの検出が可能。
- ・ デキストリン及びデキストリンを原材料に含む加工食品は、6商品中1商品のみDNAの検出が可能であったが、残り5商品はDNAの検出が不可能。
- ・ その他の商品はDNAの検出が不可能。